

Q

消防用水の計量及び料金について

A

消火栓及び消防用水の取り扱いに関して、水道法では第24条に、「市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当の補償をしなければならない。」、また「水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。」と規定されています。

一方、地方公営企業法第17条の2経費の負担の原則によれば、「水道を公共の消防の用に供するために要する経費は、地方公共団体の一般会計で負担すべきものとする。」とされています。

そのため、消火栓等の施設の管理費は徴収するものの、消火用水については料金を徴収せず、有

効無収水量として取り扱う事業者もあれば、水道事業者が消防の用に供した経費を負担することは、消防の経費を水道利用者が負担することとなり不合理であるとの考えから、地方公営企業法の経費負担の原則を適用し、消防との協定による単価で水の原価を消防用水の経費として徴収している事業者もあります。

消火活動に使用された水量の計量については、事業者が給水区域全体の給水状況を把握する必要から消防に定期的な使用量の報告を義務づけていますが、メーターが設置されている消防ポンプ車や、メーターの設置された消火栓等が一部あるものの、出動回数や放水時間等が使用量算出の基準となっている様子で、消防用水使用量の正確な計量は難しいようです。

(出典：水道技術ジャーナル 2003年1月)